

平成30年（ワ）第17960号 境川金森調節池差止請求事件

原告 高橋 靖昌 外46名

被告 東京都

2019年8月28日

準備書面（7）

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

| | | | | |
|-----------|-----|---|---|----|
| 原告ら代理人弁護士 | 海 | 渡 | 雄 | 一 |
| 同 | 弁護士 | 只 | 野 | 靖 |
| 同 | 弁護士 | 海 | 渡 | 双葉 |

1 原告らの主張の概要

原告らは、境川金森調節池には、必要性及び公共性が欠如していることについて、訴状第4において、

- (1) 境川の河川構造や流域状況からして、洪水被害は限定的であること
- (2) 他に有効な代替手段があること
- (3) 地域住民の安全を守るための工事でも、地域住民の合意のもとに進めなければならぬこと

をあげた。

これに加えて、準備書面（4）においては、

- (4) 「本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり、上流における流下能力が増すことから、上流区域においても、水害に対する安全性が向上する」と被告が主張するのに対して（被告準備書面（1）12頁）、この計画では、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、境川金森調節池周辺の洪水安全度は、むしろ低下する。すなわち、この場合、境川金森調節池が設置されることによって（正確には、境川金森調節池が設置され、上流部の河床掘削がされることによって）、原告らの水害の危険性が、現在よりも増大する結果を招く。

ことを主張した。

2 被告の主張

被告は、原告らの1(4)の主張に対して、「2つの点において、重大な問題を含んでいる」として、

- (1) 「原告らの言う水害発生の危険が本件調節池建設により直接生じるものではない」
- (2) 「本件調節池が『満水となった以降』との前提で当該危険を主張している」と主張し、原告らの上記主張には、議論のすり替えがある、などという(3頁)。

3 原告らの反論

- (1) まず、被告が述べるとおり、「原告らの言う水害発生の危険が本件調節池建設により直接生じるものではない」ことはそのとおりである。原告らは、水害発生の危険が本件調節池建設により直接生じるという主張はしていない。
- (2) また、原告らは、「本件調節池が『満水となった以降』との前提で当該危険を主張している」のもそのとおりである。
- (3) 原告らは、被告が「本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり、上流における流下能力が増すことから、上流区域においても、水害に対する安全性が向上する」と主張するのに対して(被告準備書面(1)12頁)、この計画では、境川金森調節池が設置されることによって(正確には、境川金森調節池が設置され、上流部の河床掘削がされることによって)、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、境川金森調節池周辺の洪水安全度は、現在よりもむしろ低下し、原告らの水害の危険性が現在よりも増大する結果を招く、と主張しているのである。
- (4) これに対して、被告は、「上流部の河床掘削は、本件調節池建設を終えた時点(予定では本件調節池着工後8年半経過時)での境川の整備状況(例えば、被告管理区域内における他の調節池の整備状況等)を勘案して行うものであり、現時点でどのような河床掘削を行うか(範囲、規模等)は未定である」(3頁~4頁)と主張する。
- (5) 被告の主張は、本件調節池の建設と、上流部の河床掘削は、別の事業であることを前提として、原告らの言う水害発生の危険は、本件調節池建設により直接生

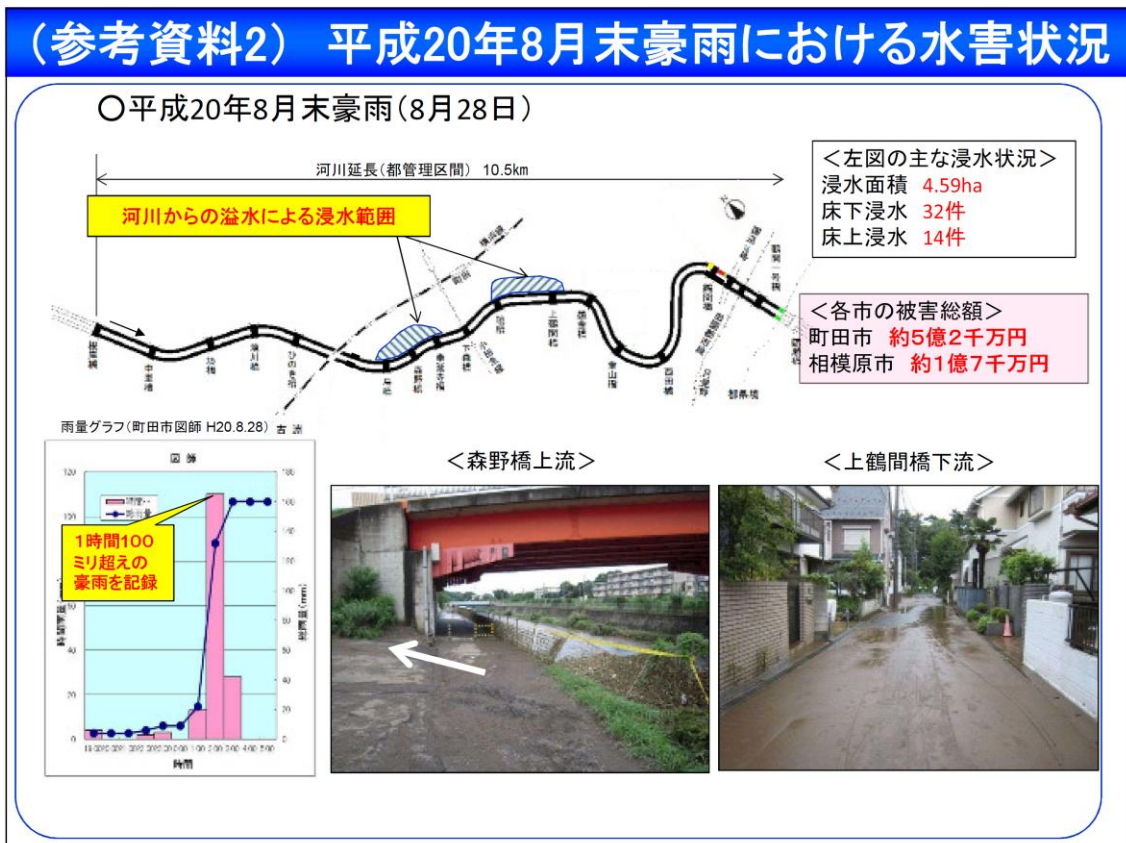
じるものではない、と主張したいようである。

(6) しかしながら、被告自身、これまで、原告ら住民に対しても、都議会に対しても、その他誰に対しても、このような説明を行ったことは一切無い。

むしろ、被告は、「本件調節池の整備効果」として、本件調節池で流水を取り込むことで、上流部から現状より多くの流水を流すことも可能となるから、調節池を担保として調節池から上流に向けた河床掘削が一部可能となり、調節池よりも上流の流下能力の向上により、上流区域の治水安全度も向上することができる、と主張してきたのである（これを、被告は「上流に対する整備効果」という（被告準備書面（1）11頁～12頁、同（2）18頁）。

すなわち、被告は、本件調節池の建設と、上流部の河床掘削を、一体の計画として、「本件調節池の整備効果」として「上流に対する整備効果」がある、と説明してきたのである。

このことは、これまでの、境川の水害の発生状況を示して、本件調節池の建設によって（正確には、本件調節池の建設と上流部の河床掘削を行うことによって）、これを軽減・緩和できるようになる、と説明してきたこととも整合している。



- (7) 平成9年に改正された河川法は、「河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、また、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するためには、河川管理者だけによる河川の整備計画ではなく、地域との連携が不可欠である。」とし、「工事实施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、具体的な川づくりが明らかになるように工事实施基本計画よりもさらに具体化するとともに、地域の意向を反映する手続きを導入することとした。」（甲66、河川法16条の2）。
- (8) 本件調節池は、まさに河川整備計画に位置付けられる治水施設であり、このような治水施設の建設は、その地域住民の意向が反映されなければならない。そして、その地域住民の意向が正しく示されるためには、なによりも、当該治水施設の建設にかかわるすべての情報、すなわち、当該治水施設を建設する目的・効果、建設内容・工法・期間・費用、建設に伴って発生する不利益などの正しい情報が示されなければならない。そして、本件では、本件調節池の建設によって、どの程度の上流部の河床掘削を計画しているのか、そのことによって、境川の水害の発生が、どの程度軽減・緩和されるという計画なのか、についても、正しい情報が示されなければならない。
- (9) しかるに、本件では、被告は、「現時点でどのような河床掘削を行うか（範囲、規模等）は未定である」（4頁）というのであるから、「本件調節池の整備効果」として上流区域の治水安全度がどの程度向上するかについて、何ら具体的な説明はなされておらず、「本件調節池の整備効果」として「上流に対する整備効果」があるという被告の主張は、具体的な根拠の無い、不確定なものと言わざるを得ない。
- (10) 以上のとおり、被告の本件調節池建設計画における、本件調節池の「上流に対する整備効果」については、行政計画の根幹部分である事業計画の目的と効果が欠落していることになり、かかる目的と効果を欠いた工事計画の説明は、本来説明されるべき情報を欠いたままなされたものであり、地域住民の意向が正しく示される前提に欠けるものであるばかりでなく、工事予算を承認した都議会の意思決定をも著しく歪めたものというべきである。

したがって、本件調節池建設計画は、著しく不合理なものであって、違法・無効なものと言わざるを得ない。

(11) 以上のとおり、被告の主張は、原告らの主張に対する反論として意味を成していない。被告は、原告らについて、議論をすり替えていると非難するが、議論をすり替えているのは、被告の側である。

(12) 原告らは、境川金森調節池が設置され、上流部の河床掘削がされた場合、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、境川金森調節池周辺の洪水安全度は、むしろ低下する、と主張した。

被告は、このことについて、正面から認否・反論していただきたい。

4 その他の被告の主張に対する個別の反論

(1) 被告は、「原告らは、どのような想定（計画降雨）で調節池が満水になると主張するものか（どのような降雨の場合に本件調整池が満水となるのか、またそのような降雨が生じる確率はどの程度か。甲1-21頁、甲2-37頁）を明らかにしていない」（4頁）と主張する。

しかしながら、どのような降雨を想定して、どのような治水計画をするのか、は河川管理者である被告であって、原告らではない。被告の主張には意味がない。

(2) 被告は、「近年顕著な増加傾向が見られるのは、短時間、局地的に猛烈な雨が降る雷雨性豪雨であり（甲2-8～10頁）、降雨のピーク継続時間が本件調節池の機能持続時間を上回ることは考えにくく、本件調節池が満水になる状況が頻発するという原告らの主張は当たらない」（6頁）と主張する。

しかしながら、近年の豪雨は、短時間、局地的に猛烈な雨が降る雷雨性豪雨だけでなく、長時間、広範囲に猛烈な雨が降る豪雨も、以下のとおり、各地で毎年のように頻発している。

ア 平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害

前線に向かって流れた暖湿流の影響で広島市上空で積乱雲が発生し、前日8月19日夜から激しい雷雨に見舞われていた。翌20日には広島市三入で午前4時30分までの3時間に降った雨が217.5 mmを観測する猛烈な雨となり、広島市安佐南区や安佐北区で土砂災害が発生し多数の死者・行方不明者が出た。

イ 平成27年9月関東・東北豪雨

平成27年台風第18号に伴い関東や東北で豪雨に見舞われ、冠水や土砂崩れ、堤防の決壊が相次いで発生した。特に茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、甚

大な冠水被害をもたらした。

ウ 平成 29 年 7 月九州北部豪雨

梅雨前線の南下と停滞に伴い福岡・大分に被害が出た。死者 34 名。朝倉市黒川で 9 時間降水量 778 mm。

エ 平成 30 年 7 月豪雨

台風 7 号の通過後、北海道付近に停滞していた梅雨前線が南下し、北の高気圧と南の太平洋高気圧の勢力が同じ状態に保たれ、梅雨前線が九州から中部地方にかけて長期間に渡り停滞。梅雨前線に向かって台風 7 号がもたらした暖かく湿った空気と太平洋高気圧の縁を回る湿った空気とで梅雨前線が活発化し、7 月 6 日に長崎、福岡、佐賀、広島、岡山、鳥取、京都、兵庫の 8 県、7 日に岐阜県、8 日に高知、愛媛の両県に大雨特別警報が発表。総雨量は高知県馬路村魚梁瀬で 1,852.5 mm、徳島県那賀町木頭で 1,365.5 mm。各地で大雨による冠水や川の氾濫で甚大な被害が発生。死者は平成以降最悪の 200 人以上。299 人の犠牲者を出した長崎大水害以来初めて水害で 200 人以上の死者を出した。さらに高速道路では法面崩落や土砂流入で通行止めの影響が長引いた。

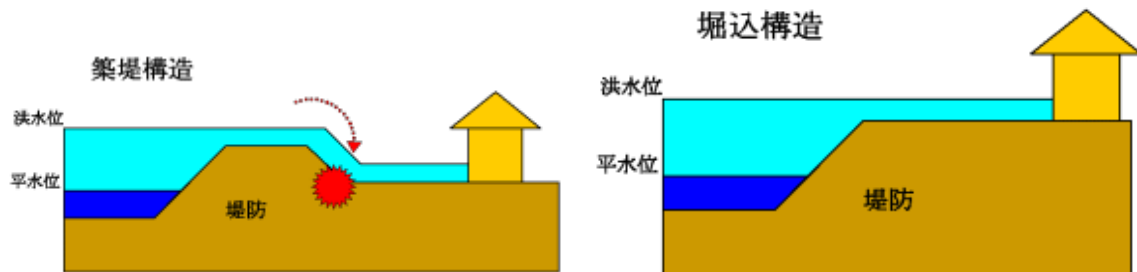
このような豪雨は、全国どこでも起こりうることであり、境川において、降雨のピーク継続時間が本件調節池の機能持続時間を上回ることも十分に考えられる。被告も「降雨のピーク継続時間が本件調節池の機能持続時間を上回ることは考えにく」というのみで、本件調節池が満水となる降雨があること自体は否定していない。被告の主張には、まったく意味がない。

- (3) なお、裁判所においては、このような豪雨が全国どこでも起こりうるのであれば、境川においてもその例外ではなく、本件調節池も建設しないよりは建設した方が治水効果があるのではないかと誤解されるかもしれないので、念のため、この点について、述べておく。

原告らは、境川においては、治水安全度は低くて良いという主張をしているわけではない。住民の生命・身体・財産を守るためには、治水安全度は高めていく必要がある。

問題は、その利益と不利益のバランスがまったく取れていないことである。この点は、訴状でも述べたことであるが、必要と思われる限度で、再論する。

ア 河川の堤防の構造は、大きく「掘込構造」と「築堤構造」に分けられる（甲1 京都府HP）。



「築堤構造」の河川では、洪水が堤防を越流した場合、堤内側（住宅側）で洗掘を受けて、堤防が決壊する危険性があり、堤防が決壊した場合の水害被害は甚大なものとなる。また、越流があった場合、掘込河川に比べて長時間冠水が続く。

これに対して、「掘込構造」の河川では、このような危険性はない。また、河川の水位が低くなれば、冠水も比較的早く引く。したがって「掘込構造」は「築堤構造」の河川に比べて、水害の危険性は格段に小さくなる。

ただし「掘込構造」であっても、流域の土地利用形態として地下の利用が高度なものとなっている場合（例えば、地下街、地下トンネル、地下鉄など）は、「築堤構造」の河川における越流の場合と同様、危険性は高くなる。

境川は「築堤構造」の河川ではなく「掘込構造」の河川である（甲1 河川整備計画図1-2）。また、境川流域は、主に一般住宅地・農地であり、地下施設はほとんどない。したがって、境川で洪水が発生したとしても、「築堤構造」の河川のように堤防が決壊して被害が広範囲の流域地域に拡大するような危険性はない。「掘込構造」の河川では、洪水が河道から溢れてきた場合でも、水深は徐々に増加するので、避難のための時間は十分に確保できる。したがって、人命にかかわるような洪水災害の危険性はそもそもない。

イ 平成30年7月豪雨では、愛媛県肱川で、治水のために設置された野村ダム及び鹿野川ダムが満水になり緊急放流し、その情報が十分伝達されなかったため、多くの人が逃げ遅れ、人命が失われた。この事例は、人の生命・身体・財産を守るために設置されたはずのダムが、かえって、人の生命・身体・財産に危険をもたらしたという事例である。治水のために、一時的に水をためるという意味では、

本件調節池も、その性格は同じである。

ウ さらに、他に総合治水対策という有効な代替手段があること（訴状 24 頁）、最も優先されるべき施策は河道断面の掘削であること（26 頁）は、すでに述べたとおりである。

エ そして、本件境川金森調節池は、その建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害の方がはるかに大きい（訴状 26 頁）。

そのことが、現実化したのは、本年 6 月 14 日に発生したクレーン車の横転事故である（甲 59～甲 65）。クレーン車はアーム部分を伸ばした状態で、車体の後ろ側が完全に浮き上がり、電線が切断され、周囲の停電を招いた。幸いなことに、けが人は発生しなかったが、一步間違えば、人命にかかわる重大事故に発展する可能性があった。

事故の原因は、「物理的な要因」として「ブームを下げながら旋回していたところ、作業半径の限界に達してしまい、ブームが止まったことにより、杭打ち機がバランスを崩して転倒した」、「人的な要因」として「作業計画書について、オペレーターへの周知が不十分であった」とされている（甲 64）。

オ さらに、現に本件工事に伴い、西田スポーツ広場が利用できなくなった。このスポーツ広場機能の喪失は、原告らの各種スポーツ活動を壊滅状態にし、また、地域コミュニティをも崩壊させつつある。

さらに、工事車両通行による交通量の増加による交通事故の危険性の増加、住環境の悪化、保育園の経営の阻害、農業者らの使用する井戸水の枯渇のおそれも、現実のものであり、原告らのさまざまな権利・利益が、侵害され始めている（甲 29～甲 58）。

カ このように、本件調節池による利益よりも、不利益の方がはるかに高い。

(4) 被告は、「調節池のみの役割を担っている都内既設 27 調節池において」「満水になったことが原因で下流の被害が増大したという事例はない」（7 頁）と主張する。

しかしながら、原告らは、本件調節池が満水になったことが原因で下流に被害が生ずると主張しているのではなく、本件調節池の建設と上流部の河床掘削を行った場合、本件調節池が満水になったことが原因で、調節池周辺に被害が生ずると主張しているのである。被告の主張には意味がない。

(5) 被告は、境川の被告管理区間においても大規模な浸水被害が生じていると主張する（7頁～10頁）。

しかしながら、被告が主張する境川の被告管理区間における浸水被害は、そもそも浸水被害が無かったものを含めており、また、浸水被害があった場所は、いずれも本件調節池よりも上流部であって、本件調節池の建設によって、これらの浸水被害は軽減・緩和することはできない。被告の主張には意味がない。

以上